

議案第 90 号

瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 15 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

特別職の職員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 202.5」を「100 分の 207.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
(平成 30 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 30 年 3 月に支給する期末手当については、改正後の第 3

条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とする。